

事業承継チャレンジプログラム

# 「継業QUEST」募集要項



中小企業の経営者高齢化と後継者不足が深刻化する日本において、M&Aや事業承継を身近なキャリア・成長戦略の選択肢に変えるための挑戦プログラム、それが「継業QUEST(クエスト)」です。単に会社を買いたい人ではなく、事業を受け継ぎ、顧客・従業員・地域・企業文化、そして売り手オーナーの想いを引き受けながら、次の新しい価値を創り出す次世代オーナー経営者・成長企業を募集します。

## 1. プログラム概要

プログラム名:継業QUEST

主催:株式会社トランビ

プログラム期間:2026年7月(応募受付開始)~2027年3月(報告会)

※成約(クロージング)の基本期日は2027年2月末を目安とします(詳細は第4章(1)参照)。

参加費:本プログラムへの応募・参加は無料です。ただし、TRANBI上で売り手オーナーとの交渉を行うには、株式会社トランビが提供する有料プランへのご加入が必要となり、当該プランの利用料は出場者のご負担となります。プランの料金・内容はTRANBIサイト料金ページをご確認ください。

### 提供価値

|                  |  |
|------------------|--|
| コミュニティによる伴走      | 専門家やコミュニティメンバーによる集団・個別メンタリングを実施します。  |
| 事業承継支援金(総額500万円) | 成約時の承継資金・関連費用として支給します。支給対象は、最終審査で選出された3名(社)(予定)のうち所定の要件を満たして成約に至った出場者。1名あたりの支給金額は最終的な選出数によって変動します。<br>クロージング確認後、別途事務局所定の手続きを経て支給します。受給に伴う税務(一時所得・雑収入等としての申告)は受給者の責任となります。なお、受給者が個人である場合は、支援金の支給に際し、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収される場合があります。源泉徴収された税額は、確定申告により精算してください。 |

|            |  |
|------------|--|
| 推進パートナー企業賞 | 継キャリア推進プロジェクトの推進パートナー企業(freee株式会社、株式会社CAMPFIRE)より、受賞者に対し企業賞・特典を提供予定です。賞の内容・対象者・付与条件等の詳細は、決定次第、公式サイト等にてお知らせします。 |
| 成約後の経営支援   | 成約後1年間の経営メンタリングなどを通じた経営伴走を提供します。   |

## 2. 応募資格・対象者像

M&Aを「人生を豊かにするキャリアの選択肢」と捉える個人、または「自社の成長・事業拡張を実現する経営戦略」と捉える法人の双方を対象とします。

- **個人・会社員・副業人材:**40～50代のキャリア転換層を中心に、将来的に経営者としてコミットする意思のある方。年齢制限はなく、20～30代や60代以上の方もご応募いただけます。
- **既存経営者・法人:**新しい経営資源を獲得し、事業を拡張したいと考えている中小企業・ベンチャー企業。
- **重視する経営者としての素養:**経験やスキルだけでなく、「経営者になる原動力」「変化対応力」「周囲から応援・支援される力」を重視します。
- **必須要件:**選考通過後、実名・顔写真・活動の様子等のメディア公開に同意できること(詳細は第4章(6)参照)。

## 3. スケジュール・選考プロセス

本プログラムの選考は「一次書類審査 → 二次オンライン審査 → 最終ピッチ審査」の3段階で行います。

| 時期                | 内容   |
|-------------------|--|
| 2026年7月9日(木)      | 情報公開・応募受付開始                                    |
| 7月31日(金)23:59     | 応募締切   |
| ～8月14日(金)         | 一次書類審査通過者への結果通知・二次オンライン審査のご案内                  |
| 8月20日(木)または25日(火) | 【二次審査】オンライン審査実施(ご参加いただく日時は事務局より指定のうえ、ご案内いたします) |
| 8月下旬              | 二次書類審査通過者への結果通知・最終審査のご案内。                      |
| 9月～10月            | 個別／集団メンタリング開始、案件探索、オーナー面談、交渉等                  |
| 11月20日(金)         | 【最終審査】ピッチイベント(東京都内開催)                          |
| 12月～2027年2月       | DD(デューデリジェンス)・契約交渉・クロージング(目安)、クロージング後経営メンタリング  |
| 3月                | 報告会  |

※各審査の通過可否は、事務局より個別にご連絡します。

## 4. プログラムの制限・遵守事項(重要:応募に際し必ずご確認ください)

本プログラムの健全な運営と支援金の適正な分配のため、以下のルールを設けます。

### (1) クロージング期日と延期規定

譲渡契約の期日は2027年2月末を目安とします。ただし、売り手オーナー側との交渉や許認可・金融機関手続き等において相応の事情がある場合は、出場者からの申請に基づき事務局が審査のうえ、最長6か月(2027年8月末まで)を上限として期日の延期を認めます。延期申請の手続き・必要書類は別途定めます。

## (2) 支援対象案件の変更の禁止

支援金の支給対象となるのは、「2026年11月20日の最終審査にてプレゼンテーションを行った対象案件」のみです。最終審査の終了後に案件を変更し、別の案件で事業承継やクロージングに至った場合は、理由の如何を問わず支援金の支給対象外(権利失効)となります。

## (3) 対象案件の要件と不正排除

対象案件は、株式会社ランビが提供するプラットフォームに掲載されている案件に限定します。同プラットフォーム掲載案件であれば、業種・規模は問いません。なお、応募時点で成約となっている案件は対象外とします。

※他社プラットフォームの掲載案件や、プラットフォームを介さない案件は、本プログラムの支援対象外です。

ただし、「支援金の獲得を目的に、知人と結託して意図的にプラットフォームへ掲載し、それを自身が承継する行為」などの不正・自作自演が発覚した場合は、時期を問わず即時失格とし、支給済みの支援金がある場合は全額返還を求めます。

## (4) 早期転売・撤退ペナルティ(返還規定)

支援金獲得後の不正や短期の利ざや目的の買収を防ぐため、クロージング後2年以内に以下の行為を行った場合は、支給した支援金の全額返還を求めます。

- 対象事業または対象株式の過半数の第三者への譲渡(転売)
- 事業継続の意思なく行う事業清算(従業員の整理解雇を伴う計画的清算等)

ただし、健康上の理由・天災・対象会社の継続が客観的に困難となった場合など、やむを得ない事情があるときは、事前に事務局へ申請のうえ協議するものとします。また、成長資金調達に伴う増資(持分の希釈)や、事業上合理的な一部資産の譲渡は、原則として返還事由に該当しません。

## (5) 秘密保持とメディア公開の調整

M&A交渉は、原則として売り手側との秘密保持契約(NDA)のもとで進行します。本プログラムにおける撮影、取材、情報発信および出場者自身によるSNS等での発信は、以下のルールに従い、秘密保持義務と両立する範囲で行います。

- 事業譲渡の成立およびクロージング前の発信においては、対象会社の社名、所在地、財務情報、取引先その他、対象会社または売り手オーナーの特定につながる情報は、原則として非公開とし、匿名化、画像のぼかし加工、音声加工等を行います。
- 対象会社、売り手オーナーその他の関係者の撮影および公開については、事務局が書面その他記録に残る方法により個別に同意を取得します。同意が得られない場合、当該関係者および対象会社に関する撮影・公開は行いません。このことのみを理由として、出場者の選考または承継支援金の審査に不利益が生じることはありません。
- 出場者は、交渉先との間で締結したNDAその他の秘密保持義務の内容を速やかに事務局へ申告し、撮影、取材および公開範囲の調整に協力するものとします。NDA等に本規約より厳しい制限が定められている場合は、当該NDA等の内容を優先します。
- 出場者は、事務局による事前の承諾なく、対象会社、売り手オーナー、交渉状況、面談内容、譲渡条件その他本プログラムを通じて知り得た非公開情報を、SNS、ブログ、動画配信サービス、メールマガジン、取材対応その他の方法により第三者へ公開または提供してはならないものとします。
- 情報公開の時期および内容について事務局から指定がある場合、出場者は当該指定および情報解禁日時を遵守するものとします。

## (6) 撮影・メディア公開等への同意(応募資格)

本プログラムは、YouTube等での密着ドキュメンタリー、プレスリリース、主催者および協賛企業のウェブサイト・SNS、イベントレポート、メディア取材・タイアップその他の情報発信を行うことを前提としています。

選考通過後、出場者本人の氏名、肖像、顔写真、音声、プロフィール、所属、経歴、応募理由、コメント、応募・提出資料、ピッチ内容および本プログラムにおける活動の様子等について、以下の条件で撮影・収録・公開されることに同意いただけることを、応募資格の一つとします。

- 主催者、協賛企業、本プログラムの運営・撮影・制作等の委託先および取材メディアは、本プログラムの運営、記録、広報、報道、次回以降の募集告知その他これらに付随する目的で、上記の情報および撮影・収録した素材を利用できるものとします。
- 利用媒体には、テレビ、新聞、雑誌、ウェブメディア、プレスリリース、ウェブサイト、YouTube、Instagram、X、Facebook、noteその他のSNS、動画・音声配信サービス、広告、営業・広報資料、イベントおよび社内外向け報告資料等を含みます。

- 撮影・収録した素材については、内容の趣旨を著しく歪めない範囲で、編集、抜粋、要約、字幕の追加、静止画の切り出し、サイズ変更、トリミング、再編集、再掲載およびアーカイブ公開等を行うことがあります。
- 主催者および制作委託先が制作するコンテンツについては、事実関係に重大な誤りがある場合を除き、原則として出場者による公開前の確認、修正または掲載媒体・掲載時期の指定はできないものとします。また、報道機関等による取材・掲載については、各媒体の編集方針により内容が編集されることがあり、事務局および出場者が公開前の確認や修正を行えない場合があります。
- 上記の利用は、日本国内外において、期間を定めず行うことができるものとし、出場者に対して出演料、肖像使用料その他の追加報酬は発生しないものとします。
- インターネット上に公開された情報については、第三者による転載、引用、共有、保存、スクリーンショット等が行われる可能性があるため、公開後の完全な削除または回収を保証することはできません。
- 選考通過後に本項の同意を撤回し、撮影、取材または公開への協力が困難となった場合、事務局は本プログラムへの参加継続が困難であると判断することがあります。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事務局と出場者との協議により対応を決定します。
- 対象会社、売り手オーナーその他の第三者に関する撮影・公開については、前条に定める秘密保持および同意取得のルールを適用します。

#### (7) 出場者によるSNS発信および提出素材の取扱い

- 出場者が本プログラムに関する内容を自身のSNS、ブログ、動画配信サービス等で発信する場合は、事務局が指定する情報公開範囲、表記方法および情報解禁日時を遵守するものとします。交渉中の対象会社、売り手オーナー、譲渡条件その他の非公開情報を含む投稿については、事前に事務局の確認を受けるものとします。
- 事務局が公式に公開した情報については、事務局から別途制限が示されていない限り、出場者自身のSNS等で共有または引用することができます。
- 出場者は、応募書類、写真、動画、ピッチ資料その他事務局に提出する素材について、自らが適法に利用する権限を有していること、または権利者から必要な許諾を取得していることを保証するものとします。
- 提出素材に第三者の著作物、商標、ロゴ、肖像、個人情報または秘密情報等が含まれる場合、出場者の責任において必要な許諾および確認を行うものとします。
- 出場者は、勤務先、所属団体、共同経営者その他の関係者から、本プログラムへの参加や所属名・ロゴ等の公開について承認を得る必要がある場合、自らの責任において事前に必要な承認を取得するものとします。

#### (8) 反社会的勢力の排除(応募資格)

応募者は、現在、自ら及び自己の役職員が以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明及び保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」と総称)であること
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役職員又は経営に実質的に関与している者と反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有すること

応募者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれか一に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方若しくは第三者の信用を毀損し、又は相手方若しくは第三者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## 5. 最終審査の評価項目

- プレゼンターの応援価値:この人・法人の挑戦を応援したいと思えるか
- 売り手オーナー理解:オーナーの想い、守るべき価値、託したいことを理解しているか
- 承継案件への理解:事業内容、顧客、強み、譲渡背景を理解しているか
- なぜこの人・法人なのか:この人・法人がこの事業を継ぐ理由に納得感があるか
- Before / After:承継によって誰の何が良くなるのかが具体的か
- 支援効果:スポンサー・専門家・トランビの支援によって挑戦が前に進むか
- 発信力:M&A・継業の魅力、またはM&Aによる成長の可能性が伝わるか

## 6. お問い合わせ

株式会社トランビ 継業QUEST2026運営事務局 [biz\\_assist@tranbi.com](mailto:biz_assist@tranbi.com)

※本要項の内容は、運営上の都合により変更される場合があります。変更時は公式サイト等で速やかに告知します。